

海軍所管兵器弾薬軍需品施設等
引継に関する協定覚

—大分県公文書館所蔵「弾薬処理一件」より—

昭和20年10月26日



大神回天基地資料

- ・ 本資料は大分県公文書館所蔵の「弾薬処理一件(昭和 20 年 12 月)」の「海軍所管兵器弾薬軍需品施設等引継に関する協定覚」より抜粋したものです。
- ・ 旧字体は新字体になおして記載しました。その際に、判読できなかった箇所は●としました。
- ・ この資料作成にあたり何度も見直していますが、間違いがあるかもしれませんので、本資料の副次的なものとして扱ってください。
- ・ 本資料を取り扱ったことによる損害等はこちらは一切関知しませんので、ご了承ください。
- ・ 本資料の著作権は JARIN に帰属します。
- ・ 引用や再配布は問題ありませんが、事前に連絡をしてください。

海軍所管兵器弾薬軍需品施設等引継に関する協定覚

一、海軍所管兵器弾薬軍需品施設等は海軍が連合軍に引渡す迄は海軍の責任なるも引継を迅速円滑ならしむる為め予め海軍より県に引継ぐものとす。

二、県は引継終了後保管物件の数量に関して其の責任を分●するものとす
諒解事項

(イ)物件の移動をなさんとする場合は相互連絡の上実施するものとす

(ロ)保管及警戒に関しては相互気脈を通じ物件の安全確保を期するものとす

昭和二十年十月二十六日

大分県海軍代表 海軍少将 難波規矩 男(第十二海軍航空廠長印)

大分県知事 中村 元 治(大分県知事印)